

意匠分類記号	意匠分類の名称
K2-10	漁網及びのり網等

対応する旧意匠分類			※移行方法…全部移行「全」、一部物品を移行「一」
旧意匠分類記号	※	分類の名称 または 移行した物品	
K2-10	全	漁網及びのり網	

参考分類・参考物品	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称

再掲載指示	
分類記号	分類の名称 または 物品の名称

この分類に含まれる物品		
定置網	引き網	のり養殖網
投網		

定義

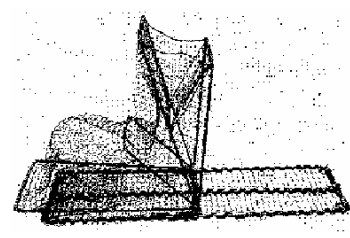
魚類の捕獲やのり養殖などを目的とする糸や針金を編んで作った網。
 「筥(うえ)」(本来は割竹等で作った漏斗状の仕掛け、「ど」、「やな」、「もじ」などともいう)などに代表される魚介類を閉じこめて(囲い込んで)捕獲する漁具のうち、外観の主要部が網体で構成されているものを含む。



登録 864763
投網



登録 1084478
ど



登録 883323
投網

他の意匠分類との関係(含まれない物品、意匠)
 養殖用(K2-20)か否かを問わず、漁業用の網・のり網類であれば全てここへ分類する。

分類付与運用メモ (付与優先関係、懸案事項など)

K2-00に本来分類される「たこつぼ」「貝採集具」「うえ」「やな」「ギャフ」「もり」など、魚介類一般の捕獲用具のうちから、閉じ込め型の捕獲用具で、かつ外観の主要部が網体で構成されているもののみを取り出してここに分類する理由は、このようなもの見た場合、その物品の具体的な用途を把握する前に、外観の印象から「網体」であると、総括して考えてしまう傾向があるという現実的事情を優先したことによる。養殖用の漁網やのり網を「栽培漁業用設備機器(K2-2)」でなく、この分類を設けて独立させて付与してきた事実を重視し、当面このように運用する。

過去に分類した物品の名称	
ど	

